

■別添資料4 基本協定書(案)

NO	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
K1	基本協定書(案)	1	前文			その他の各構成員	その他の各構成員とは、第1条で定義されている代表企業以外の「構成員」であり、「協力企業」は含まないとの理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
K2	基本協定書(案)	1	第1条	八		入札説明書等	質問への回答も「入札説明書等」に含まれますか。	含みます。
K3	基本協定書(案)	1				前文	協力企業は基本協定書の当事者とならないのでしょうか。	協力企業は、本事業にかかる業務の一部をPFI事業者から直接受託し、または請け負う者であるため、PFI事業者に出資する代表企業及びその他の構成員とはなりません。
K4	基本協定書(案)	2	第2条	3		審査会の要望事項	「乙は・・・審査会が本件提案に関して述べた意見、その他甲からの要望事項を尊重しなければならない」とありますが、甲からの意見、要望事項により乙に追加的な費用が発生する場合は甲にてご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	本事業に関する一切の費用は、全て事業者が負担することになっており、また、審査会は要求事項の範囲内で意見をするを想定しているため、入札金額以内でご対応ください。なお、本条文但書をご確認ください。
K5	基本協定書(案)	2	第3条	1	一	本店所在地	特別目的会社の本店所在地は本施設所在地とすることも可能でしょうか。	やむを得ない場合については、事業契約及び指定管理者の指定等が議決され、かつ、施設完成後であれば可能としますが、法人登記とは、法人の組織内容等を公示し、第三者にこれを知る機会を与えることにより、取引の安全と迅速を図ることを目的とした制度です。ご質問の対応の場合、物理的に執務環境が整備されていない場所を登記することとなり、制度の趣旨に沿わず、適当でないと考えます。
K6	基本協定書(案)	2	第3条	1	二	資本金	資本金は「●」円以上とありますが、本事業での資本金に下限の設定又は適正な資本額についてお考えがあれば、ご教示願います。	市では設定しませんので、法規等も参考に事業者の判断により設定してください。
K7	基本協定書(案)	3	第4条	3		PFI事業者の株主	本条項では、基本協定書と株主誓約書(別紙3)は同時に調印するように規定されていますが、株主誓約書(別紙3)の前文では、事業契約と同日付で作成されるように書かれています。株主誓約書の調印のタイミングをご確認いただき、どちらかの条文を修正していただけないでしょうか。	基本協定書(案)本文中にあります「本協定締結時」の箇所を「事業契約締結時」に修正します。また、別紙3株主誓約書の様式にある「本日付で締結された」の部分を日付空欄「月 日付」とする対応に変更します。
K8	基本協定書(案)	3	第4条	3	五	PFI事業者の株主	「株主間契約」はいつまでに締結することが求められますでしょうか。また、「株主間契約」には、「将来株主がPFI事業者の株式を譲渡する場合には、譲受人から別紙3の様式の誓約書を提出させること」を定めればよろしいのでしょうか。	株主間契約を締結する前提に、第3号で定める市からの事前承諾と譲受人の誓約書の市への提出があります。したがって、契約締結は誓約書の提出後に速やかに行ってください。よって、質問にあります記載事項は不要と考えます。
K9	基本協定書(案)	3	第5条	1	3	事業契約の締結	事業契約の締結時期について、第1項では「速やかに」となっており、第3項では「平成22年●月中を目途」となっていますが、どちらかに統一していただけないでしょうか。また、「●月」とは具体的には何月でしょうか。	第3項においては、事業契約の仮契約の締結時期を定めているため、第1項との矛盾はありませんので、原案のとおりとします。
K10	基本協定書(案)	4	第5条	2		事業契約の締結	「甲から書面により請求があった場合には、乙は速やかに・・・」とありますが、請求のあった時点で、乙は甲と請求内容の主旨を確認、協議の上、資料等を提出することができるとの理解でよろしいでしょうか。	市より請求があった時点で、市と事業者とは協議等を行っている想定されるため、書面の事後行うことは特になく、本条項に定めるとおり市からの請求後速やかに対応していただくこととなります。
K11	基本協定書(案)	4	第5条	4		事業契約の締結	「本事業の入札に関して」とありますが、「本事業の入札のみ」と同義との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■別添資料4 基本協定書(案)

NO	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
K12	基本協定書(案)	4	第6条	1		準備行為	「甲は、必要かつ可能な範囲で乙に対して協力するものとする」とありますが、貴市との打合せ等も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	一律に想定しうる場面を列挙することはできませんが、市が必要かつ可能な範囲であると判断する場合に限り打合せ等も含まれます。
K13	基本協定書(案)	4	第6条	1		準備行為	甲の帰責事由で事業契約が締結できない場合、本協定に基づいて実施した準備行為の費用は貴市にてご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	原則として市の事由による債務不履行にかかるリスクは、市が負担しますが、事業契約締結前に実施されたという事実をもって当てはめるのではなく、条項に定める準備行為の定義に従い、負担することとなります。
K14	基本協定書(案)	4	第6条	1		準備行為	事業契約締結前の準備行為は事業者の費用と責任おいてとあるが、甲からの要望・要求による場合は除くものと考えて宜しいでしょうか。	本条項は事業契約締結前、すなわち事業者に当該行為をする権利が発生する前に事業の円滑な遂行を別途して認めるものであり、市においてご質問にある事態は想定していません。
K15	基本協定書(案)	4	第6条	3		準備行為	「甲は準備行為においてないおそのある部分が判明した場合は・・・」とありますが、提示条件を満たしているか否かの判断については、甲の一方的な判断によるものではなく、乙への確認、合意を通じ、ご判断いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	提示条件を満たさないと判明した場合、当該部分について事業者の確認をすることはありますが、提示条件との齟齬に係る判断に関して市と事業者とが合意の上判断する必要までは考慮していません。
K16	基本協定書(案)	5	第7条	1		資金調達協力義務	「乙以外の株主にPFI事業者への出資を行わせる」とありますが、出資者が構成員だけの場合は出資を行わせる必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
K17	基本協定書(案)	5	第7条	3		資金調達協力義務	「融資金融機関と甲との協定の締結について必要な協力を・・・」とありますが、本件にて想定されている「必要な協力」についての具体的事項をご教示願います。	契約当事者(市及び融資金融機関)間で締結に必要な情報について事業者が有する情報の提供等が想定されますが、一律に限定列挙はできませんので、市が必要と考える事項について協力していただくこととなります。
K18	基本協定書(案)	5	第7条	4		資金調達協力義務	「PFI事業者に対する乙の追加的な資金提供」とは、たとえば株主からPFI事業者向けの劣後融資も含まれますでしょうか。また、劣後融資契約の締結時期は必ずしも事業契約締結直後ではないこともありますので、「事業契約締結後遅滞なく」の部分削除していただけませんかでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、「遅滞なく」とは直後といった時間的な連続性を求めているものではありませんので、原案のとおりとします。
K19	基本協定書(案)	5	第8条	1		業務の委託等	「別紙4 記載の期限を目処に・・・」とありますが、期限については、各業務遂行に支障が出ないことを前提に、乙が定めるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
K20	基本協定書(案)	6	11			第11条 違約金	違約金をサービス購入料(設計・建設費用相当分)の100分の20に相当する金額と規定されていますが、事業者にとって過度の負担となってしまう地元中小企業の参画への高いハードルとなってしまう。サービス購入料(設計・建設費用相当分)の100分の5に相当する金額程度に変更頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
K21	基本協定書(案)	6	第10条	2		事業契約の不成立	構成員各社はそれぞれ自社の事由による責任は負担しますが、他の構成員の責任は負担しかねますので、「連帯して」の部分削除していただけませんか。第11条においても同様です。	事業の安定性、継続性を担保するため、各構成員には入札グループとして責任を負担していただく必要がありますので、原案のとおりとします。

■別添資料4 基本協定書(案)

NO	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
K22	基本協定書(案)	6	第10条	2		事業契約の不成立	「乙は連帯して・・・」とありますが、本項の違約金支払規定の趣旨は、甲はあくまでも、第5条第4項第1号から第5号に該当する当事者に違約金の支払を求めるものであり、乙の全部に対し、違約金を求めるものではないとの理解でよろしいでしょうか。第11条にも上記の趣旨が適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	違約金は、市が乙に対して行うもので、該当する当事者に対するものではありません。また、乙内における違約金の負担について市が関与するものではありません。
K23	基本協定書(案)	6	第11条			違約金	事業契約締結後は、第5条4項1号から5号の事由が事業契約解除事由にならない場合もあるのでしょうか。事業契約解除にならない場合はどのようなケースを想定しているのでしょうか。	一律に想定しうる場面を列挙することはできません。事業契約の履行が困難であるかどうかにより判断します。
K24	基本協定書(案)	7	第13条	2 3 4		秘密保持	第2項～第4項にある「乙は」の箇所は、「甲及び乙は」に変更していただけませんか。	本事業に係る内容が情報公開の対象となる場合が想定されるので、原案のとおりとします。
K25	基本協定書(案)	7	第16条	2		協定の有効期間	事業契約が途中で解約されることなく期間満了により終了し、これに伴い基本協定書の有効期間が第16条第1項により終了した場合には、それ以降は第11条及び第12条が適用されないよう、条文を変更していただけませんか。(現状の文面では、期間満了による事業終了後においても構成員が第5条第4各号に該当すると違約金支払や損害賠償義務を負うことになってしまい、事業者にとっては不都合であることをご理解ください。)	事業契約の期間満了により終了した場合でも、入札時における第5条第4項各号に定める事由により市が損害を負う状況が発生するならば、事業者への求償は当然の権利と考えるため原案のとおりとします。
K26	基本協定書(案)	12	別紙3	1			PFI事業者が設立済みであることが前提の文面になっていますが、基本協定書第4条では、株主誓約書は基本協定書締結と同時に作成することとされており、基本協定書締結時点ではPFI事業者は設立されていない可能性が高いので、株主誓約書を基本協定書と同時に作成することは困難です。落札者決定後、基本協定書締結→PFI事業者設立手続き完了→事業契約締結、という時間軸となることをご考慮いただき、基本協定書の締結時期と文面に矛盾が生じないように、各規定を修正していただけませんか。	K7の回答をご参照ください。
K27	基本協定書(案)	12	別紙3	5			冒頭の「事業者」は「PFI事業者」となるかと存じますのでご確認いただけませんか。	ご指摘のとおりです。訂正いたします。
K28	基本協定書(案)	12	別紙3			前文	構成員各社はそれぞれ自社の事由による責任は負担しますが、他の構成員の責任は負担しかねますので、「連帯して」の部分を削除していただけませんか。第11条においても同様です。	K21の回答をご参照ください。